## 今後取り組むべき事項について

#### 1 個別施策設定の考え方

- ・ 安全で安心なまちづくりにおける課題を踏まえ、現行の計画に盛り込まれている施 策を基本としながら、個別施策を設定する。
- ・ 基本施策に取り組む上で特に重要な個別施策については、具体的な活動指標を設定 し、施策の進捗度を測っていく。
  - ⇒ 重点施策及び活動指標については、別途整理する。
  - ⇒ 計画の進行管理においては、全ての個別施策について進行管理を行う。
- 2 個別施策の展開 ※下線部は, 新規・充実の内容
  - ≰ 基本目標1:市民一人ひとりの防犯力の向上

## 基本施策1:市民の防犯意識及び規範意識を高める

市民が防犯活動の必要性や重要性を認識するとともに、必要な情報を取得できるように、多様な手法を活用して情報の提供や広報・啓発活動に取り組む。

また、子どもの頃からの規範意識を高めるため、青少年の巡回指導や子どもの道 徳教育等を通じた意識啓発に取り組む。

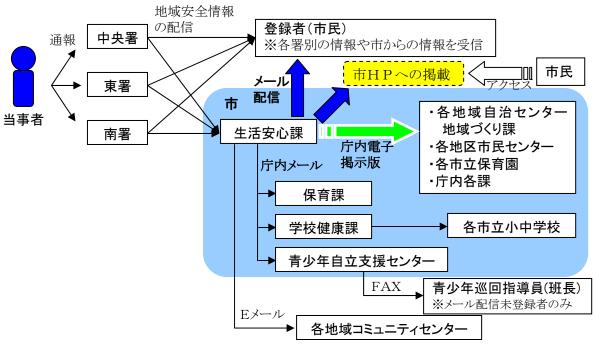
#### 【個別施策の展開】

- ① 犯罪発生情報の提供(充実)
  - ・ 不審者の発生等に関する情報を迅速かつ広く提供するため、携帯電話のメール 機能、地区市民センターや地域コミュニティセンターなどを活用する。<u>また、</u> 犯罪発生の傾向等に関する情報についても、同様の手法により定期的に提供す る。
  - ・ 市民に身近な犯罪の発生状況に関する情報をきめ細かく提供するため、交番・ 駐在所別の同情報を市ホームページに毎月掲載するとともに、<u>市内39地区の</u> 地区防犯ネットワークを対象に関連する交番・駐在所別の情報を定期的に提供 する。

## ② 防犯に関する広報・啓発(充実)

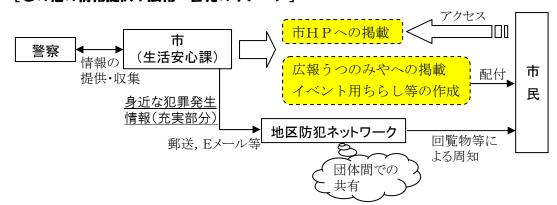
- ・ 犯罪発生状況,基本的な防犯対策,悪質商法やインターネット・携帯電話等による新たな犯罪の手口などを広く市民に周知するため,「広報うつのみや」,市ホームページ,市が主催する各種のイベント等を有効に活用する。
- ・ 情報を得ることが困難な高齢者や障がい者や,自転車盗の被害が顕著な高校生 等を対象とした広報・啓発について,機会を捉えて効果的に実施する。

# 「不審者情報提供のイメージ]



※私立の幼稚園・小中学校、高校はメール配信で対応

# [その他の情報提供や広報・啓発のイメージ]



#### ③ 子どもに対する規範意識の啓発(継続)[新規掲載]

- ・ 青少年による犯罪や非行等の未然防止や、青少年に対する「ルールを守る大切 さ」を啓発するため、青少年の健全育成を目的とした巡回指導や、非行防止講 演会を開催する。
- ・ 子どもの健全な成長を促進するため、「宮っ子の誓い」を活用した事業の実施や、 児童生徒を対象とした学習指導要領に基づく道徳教育に重点的に取り組む。

# 【参考】宮っ子の誓い ①「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持ってます。 ②「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。 ③「宮っ子」は、美しいものを愛する心持ってます。 ④「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持ってます。

# 基本施策2:市民の実践的な取組を促進する

市民が自ら防犯対策を講じることで犯罪被害を未然に防止できるように、必要な 知識や実践的な対策の普及に取り組む。

## 【個別施策の展開】

## ① 防犯対策の普及(充実)

- ・ 犯罪被害に遭わないための基本的で実践的な防犯対策の普及を図るため、防犯 対策に関する専門知識を有する防犯活動指導員を講師とする防犯講習会につい て、受講対象者の世代や特性に合わせ、開催の周知方法や内容を工夫しながら 実施する。
- ・ 市民の不安感が特に高い「住宅を対象とした犯罪」の被害を未然に防止するため、防犯講習会による防犯に配慮した住宅環境の整備の促進に加え、<u>防犯性能の高い建物部品の普及について、住宅相談会や建築確認申請に伴う事前相談の</u>場などを活用して実施する。
- ・ 悪質商法による消費者被害を未然に防止する対策を普及するため、消費生活相 談員による消費生活相談や消費生活出前講座を実施する。

### ② 学校における安全教育の推進(継続)

- ・ 子どもの危険回避能力を養成するため、市立各小中学校において、実践型の避難訓練や専門家による講話などの「防犯学習」を実施する。
- ・ 抵抗力や防御力に乏しい子どもが誘拐などの犯罪被害に遭わないよう,外出時 における防犯ブザーの携行を促進する。

# 基本目標2:犯罪に強い地域社会の構築

#### 基本施策1:地域における防犯活動を強化する

本市の安全で安心なまちづくりにおいて重要な役割を果たす地域住民による自主 的な防犯活動を強化するため、活動を担う人材の育成、自主防犯活動団体の相互連 携・協力の促進等に取り組む。

#### 【個別施策の展開】

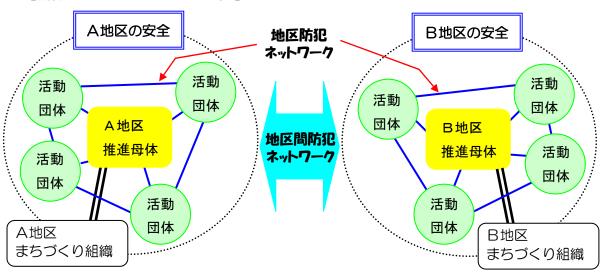
# ① 自主防犯活動を担う人材の育成(継続)

- ・ 地域の自主防犯活動のリーダーとなる人材を育成するため、より高度で専門的 な講話や実践型の体験活動を実施する講習会を開催する。
- ・ 地域で自主的な防犯活動を行う市民の意識や能力を高めるため、防犯活動指導 員が活動者との交流を通じて必要なアドバイス等を提供する。

# ② 自主防犯活動の連携・協力の促進(充実)

- ・ 地域の自主防犯活動団体の連携・協力を促進するため、市内39地区単位に構築した地区防犯ネットワークにおいて情報の共有化、活動の相互協力、活動の さらなる活性化などが図られるよう、必要な支援や働きかけを行う。
- ・ 地区防犯ネットワーク相互の連携・協力を促進するため、地区防犯ネットワークが相互に情報の共有化や活動の相互協力などが行われるよう、「宇都宮市地域防犯ネットワーク連絡会議」を設置する。

# [防犯ネットワークのイメージ図]



#### ③ 地域における青色防犯パトロールの促進(充実)[新規掲載]

・ <u>地域の自主防犯活動の効果をより高めるため</u>, 地域における視認性の高い青色 回転灯を装着した自動車による防犯パトロールの実施を促進する。

# ④ 自主防犯活動に対する財政支援(継続)

・ 地域の自主防犯活動が「地域づくり活動」として地域ぐるみで取り組まれ、活動の継続と活性化が図られるよう、市内39地区の地域まちづくり組織を通じて、自主防犯活動を財政面から支援する。

# 基本施策2:全市的な連携による取組を強化する

全市的な防犯力を高めるため、各主体が連携した取組を推進するほか、市や学校 における取組を推進する。

## 【個別施策の展開】

# ① 「全市一斉防犯活動の日」の実施(新規)

・ 地域の自主防犯活動の連携促進や活性化、地域住民同士のあいさつの励行等の コミュケーションの促進を図るとともに、地域住民、警察、市が一体となった 取組を推進するため、地域の自主防犯活動団体、警察、市が連携し、全市をあ げて防犯活動に取り組む日を設け、実施する。

# ② 各防犯協会との連携(継続)[新規掲載]

・ 宇都宮防犯協会及び栃木県防犯協会と連携し、各種の啓発活動や「全国地域安 全運動」における事業等を実施する。

## ③ 事業者への協力要請(継続)

・ 地域の一員としての事業者による防犯活動の実施を促進するとともに、従業員 等の防犯意識を高めるため、事業者に対し、機会を捉えて必要な協力を要請す る。

#### ④ 市職員による防犯パトロールの実施(継続)

・ 市民に対して広く防犯に対する関心を喚起するとともに、より多くの「地域を見守る目」を確保するため、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを 実施するほか、「防犯パトロール中」と記載されたステッカーを公用車に貼付し、 他の公務中における「ながらパトロール」を実施する。

#### ⑤ 学校等の安全管理体制の整備(充実)

- ・ 学校や通学路における子どもの安全を確保するため、スクールガードなどの学校安全ボランティアを配置し、子どもの見守り活動を実施する。
- ・ 通学路における子どもの緊急避難所を確保するため、「子ども110番の家」の 配置を促進する。
- ・ 子どもの安全を確保するための活動の活性化や効果的で継続的な活動を促進するため、スクールガードや「魅力ある学校づくり地域協議会」の学校安全部会等と、地区防犯ネットワークとの連携を促進する。
- ・ 子どもの安全を確保するための活動を行う地域住民等と子どもたちの交流を促進するため、各小学校単位で交流の場を設ける。

# 基本施策3:犯罪被害者等を支援する

犯罪被害者等の立場に配慮した適切な支援を提供するとともに,犯罪被害者等の 二次的被害を防止するため,犯罪被害者等を支援する関係機関との連携の強化,庁 内における連絡体制の構築,市が行う支援の充実に取り組む。

#### 【個別施策の展開】

- ① 関係機関との連携(継続)[新規掲載]
  - ・ 犯罪被害者等に必要な支援を適切かつ円滑に提供できるよう,犯罪被害者等を 支援する民間の団体(以下「民間支援団体」という。)や,栃木県,警察等の関 係機関が情報を相互に共有する「被害者支援連絡票」の有効活用を図る。
  - ・ 専門の相談員を有し、犯罪被害者等により身近な立場から支援を行う民間支援 団体の機能の充実を促進するため、必要な支援を行う。
  - ・ 「犯罪被害者週間」をはじめとした各種の啓発活動について,民間支援団体, 栃木県,警察と連携して実施する。

# ② 庁内連絡体制の構築 (新規)

・ <u>犯罪被害者等の支援において</u>, 市が提供するサービスの中で犯罪被害者等が必 要とする支援を適切かつ円滑に提供できるようにするため, 犯罪被害者等の支 援に係る庁内関係部署の連絡体制を構築する。

#### ③ 市が行う支援の充実(新規)

・ <u>犯罪被害者等に対する市の支援の充実が図られるよう</u>,犯罪被害者等に対する 市民の理解の促進及び犯罪被害者等支援の機運を醸成するための広報・啓発や 必要な支援を行う。

## ↓ 基本目標3:防犯性の高い生活環境整備の推進

## 基本施策1:地域の特性に応じてまちの防犯性を高める

防犯性の高い生活環境の整備を地域の特性に応じて効果的に推進するため、地域 住民自らが取り組む地域の環境点検活動の促進や、防犯灯の設置及び繁華街や大規 模集客施設等における防犯対策の促進に取り組む。

#### 【個別施策の展開】

# ① 地域の環境点検活動の促進(充実)

- ・ 地域住民自らが、地域における防犯上の問題箇所等を点検し必要な改善を行う よう、「地域の安全安心と子どもの健全育成のための市民総ぐるみ環境点検活 動」(以下「環境点検活動」という。)の実施を支援する。
- ・ <u>環境点検活動で確認された防犯上の問題箇所等の適切な改善が図られるよう</u> 地域住民自らが改善する取組を促進する。

#### ② 防犯灯の設置促進(充実)

- ・ 市民が日常生活で利用する道路の夜間における防犯性を高めるため、自治会等 の公共的団体が設置し、維持管理を行う防犯灯について、自治会等に対する費 用面での補助を通じて、その設置を促進する。
  - 道路における夜間の明るさをより効果的に確保できるよう,高照度防犯灯の導入を促進する。

#### ※高照度防犯灯

現在主流となっている20ワット形防犯灯と比較して、電気料金が同額で明るさ及び蛍光灯寿命に優れた防犯灯を指す。

#### ③ 繁華街における防犯対策の促進(継続)

- ・ 犯罪発生の蓋然性が高い繁華街における犯罪を未然に防止するため, JR宇都 宮駅周辺に設置した防犯カメラの運用を継続するとともに, 商店街組合が設置 した防犯カメラの運用を支援する。
- ・ 市民や来訪者が安心して買い物ができるよう,中心市街地の商店街組合等との 意見交換を行う場を通じて,必要な働きかけを行う。

#### ④ 事業者等に対する防犯対策の促進(継続)

- ・ 大規模小売店舗において防犯上の必要な対策が講じられるよう,大規模小売店 舗立地法に基づく計画書に対する指導事項を通じて,事業者に対して要請する。
- 事業者が行う集客施設や住宅地の整備において防犯上の配慮がなされるよう、 開発行為時において、事業者に対し適宜要請する。
- ・ 上記のほか,事業者や,国・県等の関係機関が所有・管理する施設等において 防犯上の配慮がなされるよう,事業者等に対し適宜要請する。

# 基本施策2:道路・公園等の公共施設の防犯性を高める

市民に身近な生活環境の防犯性を高めるため、市が管理する道路・公園等の公共 施設について、防犯に配慮した整備に取り組む。

## 【個別施策の展開】

- ① 防犯に配慮した道路の整備(充実)
  - ・ 市が管理する道路の防犯性を高めるため、道路の新設・改良や維持管理において、道路の構造や地域の状況等を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努める。

#### 【道路における防犯対策】

- ・ガードレール、植栽、縁石等の設置による歩道と車道の分離
- ・見通しを考慮した街路樹、植栽帯、工作物の配置
- ・見通しを考慮した街路樹、植栽帯のせん定
- ・自治会等の防犯灯の設置促進若しくは必要と認められる箇所への道路照明 等の設備の設置
- ・必要と認められる箇所への啓発看板の設置

## ② 防犯に配慮した公園の整備(充実)

・ 市が管理する公園の防犯性を高めるため、公園の新設や維持管理において、<u>公</u> 園の規模や地域の状況等を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努める。

#### 【公園における防犯対策】

- ・外部からの見通しを考慮した上での周縁部への植栽や柵等の設置
- ・外部からの見通しを考慮した植栽、遊具等の配置
- ・外部からの見通しを考慮した植栽のせん定
- ・夜間の適切な明るさを確保するための照明の設置
- ・遊具等の日常点検と併せた防犯対策の視点からの点検の実施
- ・必要と認められる箇所への啓発看板等の設置

## ③ 防犯に配慮した市営駐車場等の整備(充実)

・ 市営の駐車場及び駐輪場(以下「市営駐車場等」という。)の防犯性を高めるため、市営駐車場等の新設や維持管理において、<u>市営駐車場等の特性を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努める。</u>

# 【市営駐車場等における防犯対策】

- ・必要と認められる箇所へのチェーン用バーラック, サイクルラック等の盗 難防止装置の設置
- ・外部からの見通しを考慮した上での周縁部へのフェンス及び柵等の設置
- ・管理人が常駐していない市営駐車場への自動ゲート管理システム等の設置
- ・外部からの見通しを考慮した植栽, 工作物の配置
- ・外部からの見通しを考慮した植栽のせん定
- ・見通しが悪く, 死角が多い箇所へのミラー等の設置
- ・管理人が常駐している市営駐車場等における定期的な巡回
- ・必要と認められる箇所への啓発看板の設置

## ④ 防犯に配慮したその他の公共施設の整備(充実)

・ 市営住宅の防犯性を高めるため、市営住宅の新設、建て替え、維持管理において、 市営住宅の構造等を勘案した上で、下記の防犯対策に配慮した整備に努める。

#### 【市営住宅における防犯対策】

- ・破壊や開錠が困難な玄関扉、錠、窓等の設置
- ・侵入が困難なバルコニーの配置
- ・外部からの見通しを考慮した上での敷地周縁部への柵等の設置
- ・外部からの見通しを考慮したエレベーター,廊下,階段,駐車場,駐輪場等の配置
- ・外部からの見通しを考慮した敷地内の植栽や工作物の配置
- ・外部からの見通しを考慮した敷地内の植栽のせん定
- ・エレベーター、廊下、階段、駐車場、駐輪場等への照明の設置
- 道路,公園,駐車場及び駐輪場,住宅以外の市の施設についても,防犯対策に 配慮する。

# 3 推進体制

# (1) 全市的な推進体制

本市の安全で安心なまちづくりについて、地域の自主防犯活動を軸に、事業者、警察、学校、行政等の関係機関及び団体等がよりよく連携して推進していくため、各主体の取組や課題について互いに認識を深め、情報共有や意見交換を行う仕組みを整備する。

# (2) 庁内推進体制

計画に盛り込まれた施策や、全市的な推進体制において市が取り組むこととされた 事業等を着実に遂行するため、安全で安心なまちづくりに関する施策を担う庁内関係 部局における連携を柔軟かつ弾力的に図っていく。

# [推進体制のイメージ図]

